

高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例（抜粋）

平成5年3月25日条例第16号

（目的）

第1条 この条例は、本市における一般廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進するとともに、一般廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の例による。

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業者の事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、一般廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進し、及びその適正な処理を確保するために必要な施策を総合的に推進するとともに、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、一般廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により一般廃棄物の再生利用を図り、一般廃棄物を分別して排出し、その生じた一般廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、一般廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市長の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が一般廃棄物となった場合において、市長の行う一般廃棄物の適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努め、その適正な処理に関する情報を提供するとともに、一般廃棄物となった製品、容器等を自ら回収する等一般廃棄物を少なくするよう努めなければならない。

4 事業者は、前3項に規定するもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関し市長の施策に協力しなければならない。

（減量計画等）

第10条 市長は、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる事業者に対して、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成その他必要な事項を指示することができる。

高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則（抜粋）

平成5年3月25日規則第11号

（趣旨）

第1条 この規則は、高松市廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例（平成5年高松市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（減量計画等）

第2条 条例第10条の規定による市長が一般廃棄物の減量に関する計画の作成等を指示することができる事業者は、次に掲げる者とする。

- （1）事業の用に供する延べ面積が3,000平方メートル以上の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の所有者、占有者又は管理者
- （2）その他市長が一般廃棄物の減量を図るため特に必要と認める者